

## 年金のお知らせ

### ◇国民年金の加入方法

国民年金は、誰もが加入する公的年金制度です。基本的には日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入する義務があります。加入者は、職業などによって次の3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

- ・第1号被保険者：20歳以上60歳未満の自営業、学生、無職の方など。加入手続きは、ご自身で住所地の市区役所・町村役場の窓口で行います。
- ・第2号被保険者：会社員や公務員などの厚生年金保険に加入されている方。加入手続きは、勤務先が行います。
- ・第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者の方。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

会社を退職したときは、第2号被保険者およびその方に扶養されていた第3号被保険者は第1号被保険者への変更手続きが必要となりますので、お早めにお手続きをお願いします。

### ◇国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和8年度の国民年金保険料は、月額17,920円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードやインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合もありますので、保険料は必ず納付期限までに納めましょう。

※問い合わせは、青梅年金事務所 ☎ 30-3410  
住民課 ☎ 83-2182

## ～65歳以上の高齢者のみなさまへ～ 補聴器購入費助成のお知らせ

加齢性難聴がある高齢者のコミュニケーション機会の確保を推進し介護予防につなげるため、補聴器購入費用の一部を助成します。

〔対象者〕

- ①町内に住所を有する満65歳以上の方
- ②障害者総合支援法による補聴器の支給を受けていない方
- ③過去5年以内に、本事業による助成を受けていない方
- ④耳鼻咽喉科を受診し、中等度難聴（聴力が40デシベル以上、70デシベル未満）と診断された方または中程度難聴に当てはまらないが、耳鼻咽喉科の医師から装着が必要と認められた方

〔助成対象および助成額〕

補聴器本体およびその付属品（上限7万円）

**\* 助成金交付決定前に購入した補聴器は、助成の対象外となりますので購入前にご相談ください。詳しくはホームページをご覧ください。**

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777